

那珂川町教育大綱・教育振興基本計画

令和3(2021)年度～令和7(2025)年度



令和3年3月

那珂川町教育委員会

はじめに



那珂川町では、第2次那珂川町総合振興計画において、今後の本町のあるべき姿とまちづくりの基本的な方向を

「人・もの・自然が融和し みんなで手を取り合い 元気を生み出すまち」

として、町の将来像を定め、町で生活する全ての人の協働による、元気な町づくりをめざしてきました。

地方自治体を取り巻く環境が大きく変化する中、町の様々な課題を解決していくためには、多くの町民の知恵と元気を集結し「地域力」を高めていくことが求められています。

子どもたちを取り巻く環境についても同様で、ライフスタイルや家族形態の多様化、情報化・国際化の急激な進展、人口減少・少子高齢化など、大きく変化しています。家族はもとより、子どもたちに関わる全ての人が、子どもたちの成長を見守ることが必要です。

このたび、令和3年4月からの「那珂川町第2次総合振興計画後期基本計画」にあわせて、本町のこれからの教育行政の方向性を示す、新たな教育大綱・教育振興基本計画を策定いたしました。

今後、この教育大綱・教育振興基本計画に示した基本理念や施策を踏まえ、子どもたちが家族や友人、地域を愛し、社会の一員として自立していくため、豊かな人間性や自ら学び考える力を身につけられるよう、「子どもが笑顔で成長できるまち」をめざし、本町教育行政の充実・発展を図ってまいります。

令和3年3月

那珂川町長 福 島 泰 夫

目 次

1	教育大綱・教育振興基本計画について	1
	(1) 計画策定の趣旨	1
	(2) 策定の考え方	2
2	基本理念	3
3	計画期間	4
4	進行管理	4
5	施策1 学校教育の充実	5
	(1) 「生きる力」を育むための確かな学力の向上	5
	(2) 心身ともに健康で豊かな人間性を育む教育の推進	5
	(3) 学びを支える教育環境づくりの推進	6
	(4) 子育てにとって望ましい環境を整える家庭教育の支援	6
	(5) 幼児期の教育・保育と小学校教育の円滑な接続を図る幼児教育の推進	6
6	施策2 生涯学習の充実	8
	(1) 学習の成果を地域に活かす生涯学習の推進	8
	(2) 生涯学習推進における住民参画の促進	8
	(3) 生涯学習推進のための人材育成	8
	(4) 町民の生涯学習に対する学習意欲の向上	8
	(5) 情報化時代に対応した生涯学習の推進	9
	(6) 社会教育施設の整備と適正管理	9
	(7) 子どもの読書活動の推進	9
	(8) 図書館の施設充実	10
7	施策3 スポーツ・レクリエーションの振興	10
	(1) 各種スポーツ等の振興	10
	(2) 地域におけるスポーツの振興	10
	(3) 総合型地域スポーツクラブの育成・支援	11
	(4) 指導者の養成と資質の向上	11

	(5) 健康・体力づくりの推進	11
	(6) スポーツ・レクリエーションによる交流の推進	11
	(7) 社会体育施設の整備及び維持管理	11
8	施策4 文化の振興	12
	(1) 文化の振興	12
	(2) 歴史文化施設のネットワーク化	12
	(3) 生涯学習・学校教育・保健福祉事業との連携	12
	(4) 歴史文化資源の保存と有効活用	12
	(5) 豊富な歴史文化資源の保護啓発のための人材育成と団体支援	13
	(6) 芸術文化普及活動の推進	13
9	施策5 国際交流の推進（多文化共生・グローバル化）	13
	(1) 国際交流事業の効果的な推進	13
	(2) 国際交流を推進する運営組織の充実	13
	(3) 国際的な視野を持った人材の育成	14
	(4) 国際化に対応した地域づくりの推進	14
10	施策6 人権擁護・男女共同参画・青少年健全育成の向上	15
	(1) 男女共同参画社会の実現	15
	(2) 女性の社会参画の促進	15
	(3) 次代を担う青少年の健全育成	15
	(4) 社会参加と自主的活動の推進	15
	(5) 非行防止活動の強化	16
	(6) 人権教育の推進	16
11	教育環境の整備	17
	(1) 学校施設・設備の整備と学校の安全管理	17
	(2) 社会教育施設とスポーツ施設の整備	17
	参考資料	18
	・ 那珂川町教育大綱・教育振興基本計画策定委員会設置要綱	18
	・ 那珂川町教育大綱・教育振興基本計画策定委員会委員名簿	19
	・ 那珂川町教育大綱・教育振興基本計画策定委員会会議開催経過	19
	・ 那珂川町教育大綱・教育振興基本計画の概要	

1 教育大綱・教育振興基本計画について

(1) 計画策定の趣旨

教育大綱及び教育振興基本計画は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律及び教育基本法に基づき、本町の教育、学術及び文化の振興に関する目標や施策の根本的な方針及び施策に関する基本的な計画を定め、本町のこれからの教育行政のあり方や施策を示し、一層の教育行政の充実・発展に努めることを目的として策定するものです。

那珂川町では、「第2次那珂川町総合振興計画」（以下、「総合振興計画」と表記）を基本とし、平成28年3月に教育の振興に関する施策の大綱（以下、「大綱」と表記）を策定し、学校及びその他の教育機関、団体、さらに町民の協力のもと、学校教育及び生涯学習の理念に基づき、地域に根ざした調和と特色ある教育行政を進めてまいりました。

総合振興計画においては、「人を育むまちをつくる」として、学校教育及び生涯学習の充実とともに、スポーツや文化の振興、国際交流など幅広い角度から人を育むことのできるまちづくりを、町の将来像を実現していくための基本目標の一つとして位置づけています。

一方で、子どもたちが、郷土に誇りをもち、郷土を大切にすることを醸成するため、本町のもつ豊かな自然や歴史的な文化財等を生かした郷土に関する学習や体験活動などを教育活動全般と関連させながら、継続して様々な学び合い活動に取り入れていくことが課題となっています。

また、確かな学力と体力の向上により、生涯にわたって心身ともに健康で、たくましく生き抜く力を育成すると同時に、他人を思いやる心、生命や人権を尊重する心、自然や美しいものに感動する心、正義感や公正さを重んじる心、勤労観・職業観など、子どもたちに豊かな心と社会性を育むための教育の実現が求められています。

本計画の策定に当たっては、前大綱の基本理念を継承しつつ、安心安全な教育環境の整備に配慮すると共に、人口減少、少子高齢化、情報化やグローバル化といった社会的変化が加速するこれからの社会を力強く生き抜くため、生きて働く「知識及び技能」、未知の状況にも対応できる「思考力、判断力、表現力等」、学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力、人間性等」、よりよい社会の創り手となるための「生きる力」を育んでいくことを重視しました。

(2) 策定の考え方

地方教育行政の組織及び運営に関する法律では、地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針（国が定める教育振興基本計画）を参酌し、その地域の実情に応じ、「大綱」を定めるものとするとして規定しています。

また、同法第17条第2項では、地方公共団体は、国が定める教育振興基本計画を参酌し、地域の実情に応じた、教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならないと規定しています。

「大綱」と「教育振興基本計画」の関係について、国は地方公共団体が総合教育会議^{※1}において教育委員会と協議・調整の上、「教育振興基本計画」をもって「大綱」に代えると判断した場合は、別途、大綱を策定する必要はないとしています。

本町における「前大綱」は、総合振興計画前期基本計画と同様に令和2年度までを期間とするものであることから、新たに「教育大綱・教育振興基本計画」として策定しました。この計画は、本町の教育の振興に関して、基本となる方向性を示し、「大綱」と「教育振興基本計画」が意を同じくするものであることから、一体として策定し、前大綱同様に本町のまちづくりの基本方針である「総合振興計画後期基本計画」や国及び県の「教育振興基本計画」との整合性を図りました。

〈参考〉

地方公共団体において、教育基本法第17条第2項に規定する教育振興基本計画その他の計画を定めている場合には、その中の目標や施策の根本となる方針の部分が大綱に該当すると位置づけることができると考えられることから、地方公共団体の長が、総合教育会議において教育委員会と協議・調整し、当該計画をもって大綱に代えることと判断した場合には、別途、大綱を策定する必要はないこと。（H26.7.17 文部科学省初等中等局長通知（抜粋））

※1 総合教育会議は、首長と教育委員会が教育行政の大綱や重点的に講ずべき施策等について協議・調整を行う場であり、両者が教育政策の方向性を共有し、一致して執行にあたること期待されています。

2 基本理念

町政の基本理念「人・もの・自然が融和し みんなで手を取り合い 元気を生み出すまち」及び総合振興計画の基本目標「人を育むまちをつくる」を基に、学校及びその他の教育機関、教育関係団体、さらに町民の協力のもと、変革の激しい社会を生き抜く、たくましく生きる力を育成するために、学校教育で培った力を基盤に生涯にわたって学び続け、主体的に社会に参画し、広い視野を持って未来をつくっていけるよう、未来を切り拓く力の育成を図るとともに、社会の教育に対する要請、町民の教育に対する期待に応えるべく、次に掲げる基本理念の達成を目指して、学校教育及び生涯学習の理念に基づく教育行政を進めます。

郷土に誇りをもち、社会の一員として自立した、たくましい人づくり

〈基本施策〉

1 学校教育の充実

確かな学力、豊かな心、健やかな体の調和を重視する「生きる力」を育む教育の充実

2 生涯学習の充実

町民の学習機会の拡充と学習の成果を地域に活かす生涯学習社会の推進

3 スポーツ・レクリエーションの振興

スポーツ・レクリエーション活動の充実をとおした健康体力づくりの推進

4 文化の振興

郷土の伝統と文化を愛し、豊かな文化財の活用と保護、継承する人材の育成

5 国際交流の推進

豊かな国際感覚を身に付けた人材の育成と国際交流を活かした町づくりの推進

6 人権擁護・男女共同参画・青少年健全育成の向上

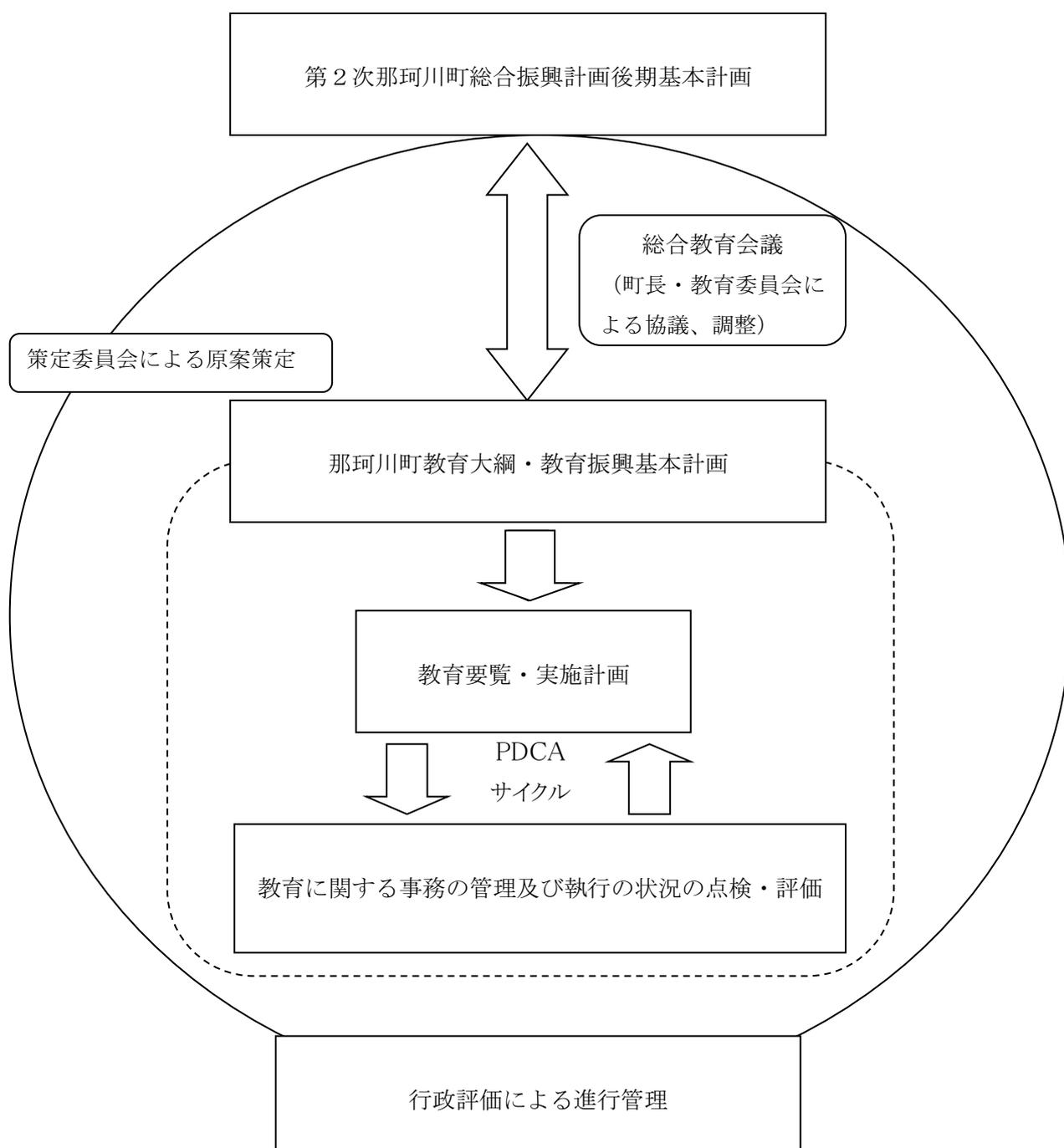
人権を尊重し、町民の個性と能力を十分に発揮できる明るい社会の実現

3 計画期間

この教育大綱・教育振興基本計画の計画期間は、「第2次那珂川町総合振興計画後期基本計画」の計画期間にあわせて、令和3年度から令和7年度までとします。

4 進行管理

この教育大綱・教育振興基本計画の進行管理については、町全体で実施する「行政評価」と教育委員会が実施する「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検・評価」により、実施していきます。



5 施策1 学校教育の充実

(1) 「生きる力」を育むための確かな学力の向上

- ◆「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善の推進に努めます。
- ◆多様な立場の人との交流を通して、コミュニケーション力の育成を図ります。
- ◆小学校での英語教育の拡充、中学校での英語教育の高度化などに対応するため、指導体制の強化に努めます。
- ◆コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段の活用を通して、情報活用能力の育成に努めます。
- ◆特別支援教育の充実を目指し、一人一人のニーズに応じた支援に努めます。
- ◆地域社会や家庭・保護者と連携し、職場体験や職場見学・奉仕活動等の啓発的な体験活動の充実を図ります。
- ◆学年段階に応じた「町に学ぶ」の授業を積極的に取り入れ郷土愛の育成を図ります。

(2) 心身ともに健康で豊かな人間性を育む教育の推進

- ◆「特別の教科道徳」を要とし、よりよく生きるための基礎となる道徳性を養う道徳教育の充実を図ります。
- ◆学業指導の充実、一人一人の理解に基づく指導を通して、児童生徒の自己実現を図ります。
- ◆心身の健康の保持増進や体力向上を図り、生涯にわたって運動に親しむことができるよう指導の充実を図ります。
- ◆安全教育・防災教育を推進し、安全・安心な学校づくりに努めます。(生活安全の徹底、交通安全の充実、災害安全の充実)
- ◆新型コロナウイルス感染症の予防について、正しく理解し、適切な行動をとれるよう指導の充実を図ります。
- ◆食に関する正しい知識と望ましい生活習慣を身につけることができるよう食育の充実を図ります。
- ◆人権尊重の精神に立った学校づくりを進め、児童生徒間の望ましい人間関係を形成し、人権^{※2}意識を養う学習活動を展開します。

※2 すべての人々が生命と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利です。

令和2年度には、新型コロナウイルスの感染拡大により、全国的に医療従事者や感染者に対する偏見や差別、誹謗中傷などの事案が発生するなど、人権教育の重要性が求められています。

(3) 学びを支える教育環境づくりの推進

- ◆学校と地域住民等が協働して学校の運営に取り組む「地域とともにある学校」づくりに努めます。
- ◆児童生徒一人一人に確かな学力を身につけさせるために、教師の指導力・授業力の向上及び教育環境の整備・充実に努めます。
- ◆学校施設・設備を整備し、安全教育を計画的に進め、安全・安心な学校づくりに努めます。
- ◆認定こども園、小学校、中学校の連携を図り、学びの連続性を考慮したハッピースローププラン^{※3}を推進します。
- ◆校内ネットワーク環境の充実、遠隔・オンライン教育^{※4}への対応と実践に努めます。
- ◆教職員が心身ともに健康で、児童生徒と真に向き合う時間を確保し、よりよい教育を提供できるように教職員の働き方改革を推進します。

※3 那珂川町では、認定こども園と小・中学校が連携して、互いの専門性について学ぶとともに教職員間の交流を図り、一貫した指導により、小1プロブレムや中1ギャップ等の解消に努めています。連携推進会議や学力向上部会、幼児・児童・生徒指導部会、健康・体力部会などの各部会による実践を通して、発育（成長・発達）と学びの連続性を重視した協力体制の充実を図っており、これらの事業を総称し、「ハッピースローププラン」として、町独自の事業を展開しています。

※4 GIGAスクール構想により、一人一台のパソコン端末を活用し、学校と家庭を同時双方向でつないだ授業や動画等の学習素材を活用した教育です。

(4) 子育てにとって望ましい環境を整える家庭教育の支援

- ◆家庭教育支援団体の活動への支援に努めます。
- ◆PTA講座を通して、家庭の教育力の向上を図る学習機会を提供するよう努めます。
- ◆家庭・地域・学校の連携のもと、子どもたちの基本的な生活習慣の定着を図ります。
- ◆発達の段階に応じた家庭学習や読書の習慣の定着を図れるよう各家庭への周知に努めます。

(5) 幼児期の教育・保育と小学校教育の円滑な接続を図る幼児教育の推進

- ◆教育要領に即して、幼児や地域の実態を生かした創意ある教育課程の編成とその実施に努めます。
- ◆幼児の自発的・能動的な活動を促し、主体性を十分発揮して活動できる環境

の構成と援助に努めます。

- ◆ 幼児一人一人の個性を尊重し、興味・関心を高め意欲ある生活ができる保育に努めます。
- ◆ 研修の機会を確保し、幼児教育と小学校教育の接続を見通したカリキュラムの編成に関する課題等に対応する研修を充実させ、教育の質の向上に努めます。

(評価指標)

成果目標	基準	目標 (R7)
全国学力・学習状況調査の平均正答率	やや下回っている	全学年で、国語・算数ともに全国平均を上回る。
英検3級以上の合格者数の割合 (対象者：中学校3年生)	21 %	50 %
児童生徒による英語で会話する時間	—	中学校3年生で5分 (スピーキングテストやパフォーマンステストの活用)
新体力テストの体力合計点の平均値	県及び全国平均とほぼ同等	男女ともに、県及び全国平均を上回る。
「授業にICTを活用して指導する能力」に関する設問において、「できる」もしくは「ややできる」と回答した教員の割合	61 %	100 %
町立小中学校の管理下における負傷を伴う事故等の発生率	3.9 %	減少を目指す。
不登校児童生徒の出現率	2.7 %	毎年度0%を目指す
1か月に1冊も本 (まんが・雑誌を除く) を読まない児童生徒の割合 (不読率)	小5 15.9% (県 6.3%) 中2 24.8% (県 13.2%)	県平均以下を目指す

* 評価指標の基準は、令和元年度 (R1) の実績を記載しています。

6 **施策2** 生涯学習の充実

(1) 学習の成果を地域に活かす生涯学習の推進

- ◆生涯学習推進体制の整備充実を進め、町民の多様なニーズに対応し、生涯学習の一体的な推進を図ります。
- ◆「いつでも」「どこでも」「だれでも」学ぶことができるよう学習機会の充実に努めます。

(2) 生涯学習推進における住民参画の促進

- ◆町民の多様化・高度化する学習ニーズに、町民自らが主役となって取り組む生涯学習社会を実現するため、町民・企業・行政が一体となった生涯学習推進組織の整備を図ります。
- ◆生涯学習を推進する中心的人材を育成・確保し、町民の参画を促進します。
- ◆住民参画型講座や自主学習グループなど町民が自ら企画・運営ができる講座・教室を支援します。
- ◆学校と地域との連携を進めるため、コミュニティ・スクール^{※5}を開設し、「地域とともにある学校」を推進します。

※5 地方教育行政に関する組織及び運営に関する法律第47条に基づく学校運営協議会を設置した学校をいいます。

(3) 生涯学習推進のための人材育成

- ◆将来のまちづくりのリーダーとなる人材を育成するため、郷土に誇りを持ち、郷土を愛する生涯学習事業を推進します。
- ◆子ども会、育成会、ジュニアボランティアズクラブなど、生涯学習団体の育成と活動の支援を行います。
- ◆より広がりのある生涯学習活動を推進するため、生涯学習ボランティア活動を奨励し、指導者として地域で活動できるよう、ボランティア活動の推進に努めます。

(4) 町民の生涯学習に対する学習意欲の向上

- ◆学習ニーズの的確な把握に努めるとともに、それらに対応した講座・教室の開催など内容の充実を図ります。
- ◆文化祭など学習成果を発表する機会や場を提供することで、学習意欲の向上を図ります。

- ◆福祉・環境・文化教養・まちづくりなど幅広い分野を学習し、時代の変化に対応できる知識の習得と自主的活動の促進を目的とした町民大学を開設します。
- ◆家庭教育の重要性を理解し、家庭での実践ができるよう、幼児教育学級、家庭教育学級を開設し、望ましい子育て環境づくりを支援します。
- ◆親子で参加できる自然体験、生活体験、伝承・文化体験活動などの講座を実施し、家庭教育の支援に努めます。
- ◆親子わくわく教室を通して、家族の関わりを深めるよう努めます。

(5) 情報化時代に対応した生涯学習の推進

- ◆いつでも、どこでも、必要とする情報を入手できるよう情報提供体制を整備するとともに、学ぶ人の状況に応じた学習相談の推進を図り充実に努めます。
- ◆ケーブルテレビやホームページを活用し、生涯学習に関する教育情報を提供します。

(6) 社会教育施設の整備と適正管理

- ◆生涯学習活動の拠点として、計画的な社会教育施設の整備及び適正管理に努めます。

(7) 子どもの読書活動の推進

- ◆家庭・学校・地域及び図書館などで、おはなし会・ブックスタート^{※6}をはじめとする各種の活動を実施し、子どもが読書に親しむ機会の充実に努めます。
- ◆読書ボランティアの育成・確保を図るとともに、関係諸機関と連携することで広がりのあるボランティア活動を支援します。
- ◆「子ども読書の日」や「読書週間」を中心とした様々な機会に、子どもの読書活動に関する情報を提供し啓発活動を推進します。
- ◆「うちどく（家読）^{※7}」活動の推進及び子どものテレビ、ゲーム、タブレット端末などの電子メディアについての注意・啓発に努めます。

※6 すべての赤ちゃんのまわりで楽しくあたたかいひとときがもたれることを願い、一人ひとりの赤ちゃんに、絵本を開く楽しい体験と一緒に、絵本を手渡す活動です。

※7 家庭内での読書活動。親子で同じ本を読む、それぞれが読んだ本について感想を話し合うなどの行動を介して、読書の習慣をつけるとともに、家庭内のコミュニケーションを図ろうとするものです。

(8) 図書館の施設充実

- ◆蔵書の充実を図るとともに、データベース等の活用を進め、町民の課題解決や利用しやすい情報の提供に努めます。
- ◆新たな住民サービスとしての電子図書館の充実を図るとともに、地域情報発信のツールとして活用してまいります。

(評価指標)

成果目標	基準	目標 (R 7)
生涯学習プログラムへの参加者数/年 (社会教育推進事業及び公民館講座の参加者数の合計)	3,193 人	3,300 人
図書館利用者数/年 (馬頭図書館・小川図書館の来館者及び行事参加者の合計)	30,517 人	34,500 人
電子図書館利用冊数/年	—	10,000 冊
ジュニアボランティアズクラブ活動数/年 (図書館読み聞かせ、町事業及び地区育成会活動事業への協力)	15 回	20 回

7 **施策3** スポーツ・レクリエーションの振興

(1) 各種スポーツ等の振興

- ◆町・体育協会の主催により、誰もが気軽に参加できるスポーツ教室・大会等の各種イベントを開催します。
- ◆地域やスポーツ団体が行うスポーツイベントに対し、用具・施設等の貸し出しや企画等に関するアドバイスを行います。

(2) 地域におけるスポーツの振興

- ◆各種スポーツ団体や地域団体との連携により、手軽にスポーツに参加できる機会を充実させ、スポーツ・レクリエーション活動の活性化を図ります。

(3) 総合型地域スポーツクラブの育成・支援

- ◆総合型地域スポーツクラブの活動内容の周知を進め、生涯スポーツの活動拠点としての支援を図ります。
- ◆総合型地域スポーツクラブの運営に対して関係機関と連携を図りながら、指導者、自主財源の確保などマネジメントに関する支援の充実を図ります。
- ◆各小学校・スポーツクラブ・中学校部活動との連携を図り、生涯スポーツの環境整備に努めます。

(4) 指導者の養成と資質の向上

- ◆多様なスポーツニーズに応えるため、関係団体と連携し資格を持った指導者の養成、活用を図ります。
- ◆県スポーツ協会が開催する研修会や講習会に積極的に参加し、指導者としての資質の向上を図ります。
- ◆中学校部活動の指導者としての人材育成に努めます。

(5) 健康・体力づくりの推進

- ◆町民が気軽にできるスポーツ・レクリエーションの紹介や普及を行い、スポーツ・レクリエーションを通じた健康・体力づくりと「町民一人1スポーツ」を推進します。

(6) スポーツ・レクリエーションによる交流の推進

- ◆スポーツを通じて他の地域の人々との交流を推進し、心のふれあうコミュニティづくりのための交流の場を提供します。

(7) 社会体育施設の整備及び維持管理

- ◆体育施設の計画的な整備を図るとともに、施設の適正な維持管理に努めます。
- ◆子どもたちの健やかな成長や生活習慣病の予防・改善が期待でき、誰でも無理なく身体への負担が少ない水中運動を可能とするため、町民プールを整備し町民の健康増進を図ります。
- ◆地域の各種スポーツ団体の活性化を図るため、各地域にある学校の校庭や体育館などの施設の民間開放について啓発いたします。

(評価指標)

成果目標	基準	目標 (R 7)
スポーツ大会参加者/年	3,378 人	4,000 人
体育施設利用者数/年	87,026 人	100,000 人
町民プール利用者数/年	1,146 人	22,000 人

8 施策4 文化の振興

(1) 文化の振興

- ◆町内のさまざまな文化的資産を保存・継承し、文化資源として活用・発展させていくことで、文化の薫るまちづくりを目指します。
- ◆豊富な史跡、歴史資料の有効な利活用を図ります。
- ◆文化協会やその他の文化活動団体など、文化関連団体を支援します。

(2) 歴史文化施設のネットワーク化

- ◆なす風土記の丘資料館、馬頭広重美術館、馬頭郷土資料館、小川郷土館の整備充実を図り、各館の役割や専門性を明確にして、より効率的で魅力的な施設の運営、連携事業を実施します。

(3) 生涯学習・学校教育・保健福祉事業との連携

- ◆地域の歴史文化施設や史跡、歴史資料を活用し、生涯学習・学校教育・保健福祉事業等と連携を図り、効果的な事業推進と人材育成・啓発活動を実施します。

(4) 歴史文化資源の保存と有効活用

- ◆文化財の調査として、国庫補助事業を活用し、国指定史跡の範囲確認調査を実施します。
- ◆歴史文化的資源の普及啓発活動を推進します。
- ◆国指定史跡那須小川古墳群や唐御所横穴の保護整備事業計画を策定し、保存活用を図ります。
- ◆遺跡地図を作成するとともに、指定等文化財台帳を整備するなど歴史的文化

的資料の保存を行います。

(5) 豊富な歴史文化資源の保護啓発のための人材育成と団体支援

- ◆各種郷土伝統芸能の保存・伝承を支援します。
- ◆歴史文化的資源の保護啓発活用団体を支援します。

(6) 芸術文化普及活動の推進

- ◆創意工夫と魅力ある展覧会・行事を開催するとともに、情報発信、広報活動を充実することによる集客増と、地域連携、ボランティア養成等をさらに推し進めることにより、地域に開かれた親しみのある美術館運営を実施していきます。
- ◆美術館建築を町のレガシーとして保全していくため、年次計画により建物の改修、施設設備の維持管理を適切に実施していきます。
- ◆SNSを利用した資料館・美術館等のPRを実施いたします。

(評価指標)

成果目標	基準	目標 (R7)
文化財施設等入館者数/年 (なす風土記の丘資料館と郷土資料館の入館者数の合計)	13,879 人	17,000 人
馬頭広重美術館入館者数/年	21,340 人	32,000 人

9 **施策5** 国際交流の推進 (多文化共生・グローバル化)

(1) 国際交流事業の効果的な推進

- ◆国際交流を推進するため、ホームステイ事業の理解と啓発に努めます。
- ◆広報なかがわ、ケーブルテレビなどを活用し、町民への国際理解の啓発・発信に努めます。

(2) 国際交流を推進する運営組織の充実

- ◆国際交流を推進する民間組織の育成支援に努めます。
- ◆国際交流団体 (国際交流事業企画運営委員会・姉妹都市交流協力委員会・国

際交流協力員^{※8})と連携・協力し、外国人との交流事業を積極的に推進します。

(3) 国際的な視野を持った人材の育成

- ◆国際交流活動の中核を担う人材の育成に努めます。
- ◆海外青少年体験学習を実施し、異国の文化や歴史、生活習慣に触れることで国際感覚を身に付け、国際交流協力員に任命し、国際性豊かな人材の育成を図ります。
- ◆ホースヘッズ村との交流を深め、体験学習の充実と文化の相互交流を図ります。
- ◆幼児、児童生徒の国際理解、語学学習など教育活動の充実を図ります。
- ◆各種学級講座などへ国際理解につながるプログラムを導入します。

(4) 国際化に対応した地域づくりの推進

- ◆町内在住の外国人に対し、生活・医療・防災情報などの行政サービスの外国語による情報提供の充実を努めます。
- ◆町内施設や観光案内を始め、パンフレットやホームページなどの外国語表記を進め、国際化に対応したまちづくりを推進します。

(評価指標)

成果目標	基準	目標 (R7)
ホームステイウィークエンド事業 参加者数/年 (田植え・稲刈りの合計)	250 人	300 人
ホームステイ受入家庭数/年 (ホームステイウィークエンド、ホースヘッズ村交流事業のホームステイ受入家庭の合計)	16 世帯	28 世帯
国際交流協力員数	12 名	50 名
国際交流事業企画運営委員・姉妹都市交流協力委員・国際交流協力員の事業参加者数/年	35 名	50 名

※8 これからの町の国際交流事業のリーダーとしての活躍を期待して、海外青少年体験学習に参加した生徒を任命いたします。

10 **施策6** 人権擁護・男女共同参画・青少年健全育成の向上

(1) 男女共同参画社会の実現

- ◆「男女共同参画計画」に基づく施策を総合的に展開し、女性が社会の様々な分野に主体的に参画し活動できる男女共同参画社会の実現を目指します。
- ◆男女が対等なパートナーとして職場・家庭・社会に参画できる条件を整備するため、様々な社会慣行等が見直されるよう、家庭・学校・社会・職場等における教育・啓発活動を推進し、男女共同参画意識の高揚を図ります。

(2) 女性の社会参画の促進

- ◆関係機関と連携し、男女の雇用機会や待遇の均等確保、出産や育児など女性のライフステージに応じた柔軟な就業環境や円滑な再就職の促進に努めます。また、男女の就業と家庭生活の両立を促進するため、子育て支援・介護支援を中心とした環境整備を推進します。
- ◆女性グループによる自主的な学習・社会活動を支援するとともに、女性リーダーの育成を推進します。
- ◆まちづくりに女性の意見が適正に反映されるよう、審議会・行政委員会等の施策・方針決定の場への女性の参画を促進します。また、地域活動や生涯学習等に女性が積極的に参加できるよう支援に努めます。

(3) 次代を担う青少年の健全育成

- ◆地域における青少年の健全育成活動を促進するため、青少年育成協会、子ども会育成会などの関係団体の支援・育成を図ります。
- ◆青少年関係団体による地域貢献活動を支援します。
- ◆「あいさつ運動」「ながら見守り活動」を推進し、地域社会で声をかけあう、青少年を守る習慣をつくり、青少年健全育成に対する町民意識の高揚を図るとともに、安全で明るい地域づくりを推進します。
- ◆「青少年健全育成町民大会」、「子ども会わくわく体験キャンプ」などを通して、交流・連帯意識の高揚を図ります。
- ◆ジュニアボランティアズクラブの育成と地域貢献活動の促進を図ります。

(4) 社会参加と自主的活動の推進

- ◆家庭、学校、地域社会が連携し、社会参加の重要性について地域の理解を高めます。

- ◆地域づくり活動、各種交流活動、環境美化活動などのボランティア活動への参加を促進します。
- ◆青少年団体の活動や青少年の自主的活動を支援するため、青少年活動のリーダーの育成に努めます。

(5) 非行防止活動の強化

- ◆学校、職場、地域社会、関係機関・団体と連携・協力し非行防止活動を強化します。
- ◆広報紙・リーフレット・ケーブルテレビ等を活用した広報啓発活動を推進します。
- ◆青少年の心身に有害となる薬物使用、飲酒、喫煙などが青少年に及ばないよう関係機関との連携強化を図ります。
- ◆青少年の有害図書等への接触を防止するために、関係機関との連携を強化し、環境の改善に努めます。
- ◆情報端末等を使用したいじめや犯罪に巻き込まれないようにするために、関係機関と連携して保護者や青少年への啓発活動に努めます。

(6) 人権教育の推進

- ◆社会全体のあらゆる人権問題を正しく理解すると共に、すべての人々がお互いの人権を尊重し、明るい社会を築いていくため、各種講演会、研修会の開催や啓発資料の配布、図書館における人権啓発図書の充実など様々な方法で人権意識の高揚に努めます。
- ◆学校教育や家庭教育、地域社会での教育などあらゆる場を通じて、人権教育の推進に努めます。
- ◆人権侵害や人権に関する相談に対しては、人権擁護委員や関係機関などと連携を図りながら、適切な対応に努めます。

(評価指標)

成果目標	基準	目標 (R 7)
各講演会・研修会への参加率	—	80%以上
審議会・委員会等への女性登用割合	25%	35%

11 教育環境の整備

(1) 学校施設・設備の整備と学校の安全管理

- ◆那珂川町公共施設等総合管理計画及び那珂川町学校施設長寿命化計画に基づき、中長期的な視点で計画的・予防的な改修工事を実施し、児童生徒の安全・安心な学習環境を確保するとともに、施設の有効活用を図ります。
- ◆災害発生時の避難場所として、誰もが利用しやすい環境と各校、地域ごとに求められる防災機能の強化を目指します。
- ◆事故の要因となる環境や児童生徒の学校生活における危険な行動等を早期に発見し、それらを速やかに除去するよう、学校における安全管理の強化に努めます。
- ◆事件・事故や災害が発生した場合に、適切な応急手当や安全措置ができるような体制を確立し、児童生徒等の安全確保を図ります。
- ◆校庭・体育館等の開放などによる地域スポーツの活動拠点など、施設利用の多様性を踏まえた適切な管理を図ります。
- ◆学習指導要領等、教育内容の変化に対応し、多様な学習内容・形態やICT化対応などの学習環境の確保を目指します。
- ◆障害のある児童生徒への配慮や防犯等の安全性、環境に配慮した施設環境の形成等に務めます。

(2) 社会教育施設とスポーツ施設の整備

- ◆那珂川町公共施設等総合管理計画に基づき、社会教育施設整備計画を策定し、老朽化が進む中、優良な施設を有効かつ効率的に活用できるよう、中長期的な視点で計画的・予防的な改築・改修工事を実施します。
 - ・社会教育施設…馬頭広重美術館、なす風土記の丘資料館、郷土資料館、図書館、公民館など
 - ・スポーツ施設…体育館、町民プールなど
- ◆公共施設等の整備・運営に民間の資金や創意工夫を活用することにより、効率的かつ効果的であって良好な公共サービスを実現します。
- ◆体育館など災害発生時の避難場所として指定を受けている施設を中心として、災害発生時を想定した防災対策の強化を目指します。

那珂川町教育大綱・教育振興基本計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第1条の3及び教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第2項の規定に基づき、本町における教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱及び教育振興のための施策に関する基本的な計画（以下「大綱・基本計画」という。）を定めるため、那珂川町教育大綱・教育振興基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 大綱・基本計画の原案の策定及び変更に関すること。
- (2) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員10名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者の内から教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学校関係者
- (2) 小・中学校PTA関係者
- (3) 社会教育関係者
- (4) 学識経験者
- (5) その他教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から大綱・基本計画が策定されるまでの間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 委員長は委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。ただし、委員に委嘱後の最初の会議は、教育長が招集する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を述べさせることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

(附則)

この要綱は、令和2年10月1日から施行する。

那珂川町教育大綱・教育振興基本計画策定委員会委員名簿

No.	区 分	氏 名	備 考
1	学校関係者（副委員長）	岡 安 正 弘	小学校長代表
2	学校関係者（委員長）	大 金 浩	中学校長代表
3	小・中学校PTA関係者	杉 本 篤	PTA連絡協議会長
4	社会教育関係者	郡 司 正 幸	文化協会会長
5	社会教育関係者	田 代 昭 彦	社会教育委員長
6	社会教育関係者	森 島 堅 二	体育協会会長
7	学識経験者	笹 沼 達 彦	馬頭高等学校長

那珂川町教育大綱・教育振興基本計画策定委員会会議開催経過

【第1回】

〈期 日〉 令和2年10月22日（木）

〈説明事項〉 那珂川町教育大綱・教育振興基本計画（素案）について

【第2回】

〈期 日〉 令和2年11月30日（月）

〈協議事項〉 那珂川町教育大綱・教育振興基本計画（素案）について

【第3回】

〈期 日〉 令和2年12月17日（木）

〈協議事項〉 那珂川町教育大綱・教育振興基本計画（原案）について





那珂川町教育大綱・教育振興基本計画の概要



基本理念 郷土に誇りをもち、社会の一員として自立した、たくましい人づくり

基本施策

1 学校教育の充実

- (1) 「生きる力」を育むための確かな学力の向上
- (2) 心身ともに健康で豊かな人間性を育む教育の推進
- (3) 学びを支える教育環境づくりの推進
- (4) 子育てにとって望ましい環境を整える家庭教育の支援
- (5) 幼児期の教育・保育と小学校教育の円滑な接続を図る幼児教育の推進

成果目標	基準	目標 (R7)
全国学力・学習状況調査の平均正答率	やや下回っている	全学年で、国語・算数ともに全国平均を上回る。
英検3級以上の合格者数の割合 (対象者: 中学校3年生)	21 %	50 %
児童生徒による英語で会話する時間	—	中学校3年生で5分 (スピーキングテストやパフォーマンステストの活用)
新体力テストの体力合計点の平均値	県及び全国平均とほぼ同等	男女ともに、県及び全国平均を上回る。
「授業にICTを活用して指導する能力」に関する設問において、「できる」もしくは「ややできる」と回答した教員の割合	61 %	100 %
町立小中学校の管理下における負傷を伴う事故等の発生率	3.9 %	減少を目指す。
不登校児童生徒の出現率	2.7 %	毎年度0%を目指す
1か月に1冊も本 (まんが・雑誌を除く) を読まない児童生徒の割合 (不読率)	小5 15.9% (県6.3%) 中2 24.8% (県13.2%)	県平均以下を目指す

2 生涯学習の充実

- (1) 学習の成果を地域に活かす生涯学習の推進
- (2) 生涯学習推進における住民参画の促進
- (3) 生涯学習推進のための人材育成
- (4) 町民の生涯学習に対する学習意欲の向上
- (5) 情報化時代に対応した生涯学習の推進
- (6) 社会教育施設の整備と適正管理
- (7) 子どもの読書活動の推進
- (8) 図書館の施設充実

成果目標	基準	目標 (R7)
生涯学習プログラムへの参加者数/年 (社会教育推進事業及び公民館講座の参加者数の合計)	3,193 人	3,300 人
図書館利用者数/年 (馬頭図書館・小川図書館の来館者及び行事参加者の合計)	30,517 人	34,500 人
電子図書館利用冊数/年	—	10,000 冊
ジュニアボランティアズクラブ活動数/年 (図書館読み聞かせ、町事業及び地区育成会活動事業への協力)	15 回	20 回

3 スポーツ・レクリエーションの振興

- (1) 各種スポーツ等の振興
- (2) 地域におけるスポーツの振興
- (3) 総合型地域スポーツクラブの育成・支援
- (4) 指導者の養成と資質の向上
- (5) 健康・体力づくりの推進
- (6) スポーツ・レクリエーションによる交流の推進
- (7) 社会体育施設の整備及び維持管理

成果目標	基準	目標 (R7)
スポーツ大会参加者/年	3,378 人	4,000 人
体育施設利用者数/年	87,026 人	100,000 人
町民プール利用者数/年	1,146 人	22,000 人

4 文化の振興

- (1) 文化の振興
- (2) 歴史文化施設のネットワーク化
- (3) 生涯学習・学校教育・保健福祉事業との連携
- (4) 歴史文化資源の保存と有効活用
- (5) 豊富な歴史文化資源の保護啓発のための人材育成と団体支援
- (6) 芸術文化普及活動の推進

成果目標	基準	目標 (R7)
文化財施設等入館者数/年 (なす風土記の丘資料館と郷土資料館の入館者数の合計)	13,879 人	17,000 人
馬頭広重美術館入館者数/年	21,340 人	32,000 人

5 国際交流の推進

- (1) 国際交流事業の効果的な推進
- (2) 国際交流を推進する運営組織の充実
- (3) 国際的な視野を持った人材の育成
- (4) 国際化に対応した地域づくりの推進

成果目標	基準	目標 (R7)
ホームステイウィークエンド事業 参加者数/年 (田植え・稲刈りの合計)	250 人	300 人
ホームステイ受入家庭数/年 (ホームステイウィークエンド、ホースヘッズ村交流事業のホームステイ受入家庭の合計)	16 世帯	28 世帯
国際交流協力員数	12 名	50 名
国際交流事業企画運営委員・姉妹都市交流協力委員・国際交流協力員の事業参加者数/年	35 名	50 名

教育環境の整備

(1) 学校施設・設備の整備と学校の安全

- ◆児童生徒の安全・安心な学習環境と施設の有効活用
- ◆防災機能の強化
- ◆学校における安全管理の強化 (事件・事故の減少)
- ◆地域スポーツの活動拠点づくり
- ◆多様な学習内容・形態やICT化への対応
- ◆障害のある児童・生徒への配慮や防犯等の安全性

(2) 社会教育施設とスポーツ施設の整備

- 予防的な改築・改修工事の実施による有効活用
- ◆効率的かつ効果的であり、良好な公共サービスの実現
- ◆災害発生時を想定した防災対策の強化

6 人権擁護・男女共同参画・青少年健全育成の向上

- (1) 男女共同参画社会の実現
- (2) 女性の社会参画の促進
- (3) 次代を担う青少年の健全育成
- (4) 社会参加と自主的活動の推進
- (5) 非行防止活動の強化
- (6) 人権教育の推進

成果目標	基準	目標 (R7)
各講演会・研修会への参加率	—	80%以上
審議会・委員会等への女性登用割合	25%	35%

(これからの社会)

人口減少、少子高齢化、情報化やグローバル化といった社会的変化が加速



課題及び計画策定に当たり重視する点

- 郷土に誇りをもち、郷土を大切に作る心の醸成
- 確かな学力と体力の向上
- 豊かな心と社会性を育む
- 安心安全な教育環境の整備
- 情報化やグローバル化等の社会的変化に対応する力の育成



大綱を教育振興基本計画と一本化

教育大綱・教育振興基本計画として策定

【計画期間】令和3年度～令和7年度 (5か年)



【進行管理】

第2次那珂川町総合振興計画後期基本計画

策定委員会による原案策定

総合教育会議 (町長・教育委員会による協議、調整)



那珂川町教育大綱・教育振興基本計画



教育要覧・実施計画



教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検・評価

行政評価による進行管理

「那珂川町教育大綱・教育振興基本計画」

2021年 3月

那 珂 川 町 教 育 委 員 会

〒324-0692 栃木県那須郡那珂川町馬頭 555

TEL 0287-92-1124 / FAX 0287-92-3039